

○埼玉県警察少年サポートセンター運営要綱

平成11年3月12日

埼例規第9号・少

警察本部長

埼玉県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について（例規通達）

少年の非行を防止し、その健全な育成に資するとともに、少年の福祉を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成11年4月1日から実施することとしたから、誤りのないよう
にされたい。

なお、埼玉県警察少年センター運営要綱（平成10年埼例規第34号・少）は、廃止する。

別添

埼玉県警察少年サポートセンター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県警察少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置及び活動拠点)

第2条 少年サポートセンターの位置は、さいたま市南区沼影1丁目10番1号とする。

2 少年サポートセンターに活動拠点として、西分室、北分室及び東分室（以下「活動拠点サポートセンター」という。）を置く。

3 活動拠点サポートセンターは、それぞれ次に掲げる場所を拠点として活動する。

- (1) 西分室 川越警察署内
- (2) 北分室 埼玉県警察北部機動センター内
- (3) 東分室 埼玉県警察東部機動センター内

4 活動拠点サポートセンターにおいて、少年相談を実施する場合には、前項に規定する拠点以外の適当な公共施設を使用して行うことができる。

一部改正〔平成13年第61号、15年第538号、17年第151号、21年第75号、27年第181号〕

(組織)

第3条 少年サポートセンターに、少年相談専門員、親子カウンセリング専門員、少年補導専門要員（以下「少年相談専門員等」という。）その他職員を置く。

一部改正〔平成12年第35号〕

(署長の責務)

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、少年課長と緊密な連携を図り、少年サポートセンターの効果的な活用に配慮するものとする。

一部改正〔平成12年第35号、14年第35号、15年第760号、16年第811号、17年第151号〕

(少年相談の引継ぎ)

第5条 署長は、受理した少年相談のうち、次に該当するものについては、少年課長に協議の上、引き継ぐことができる。

- (1) 親子関係がこじれているなど、家庭での調整が難しく、時間を要するもの
- (2) 薬物乱用の習癖化したもの

- (3) 重度の登校拒否等指導の難しいもの
- (4) 問題行動の原因に、性格的な異常、精神的な障害等の疑いのあるもの
- (5) 被害少年で、精神的ショックが大きく、カウンセリングが必要と認められるもの
- (6) その他警察署で取り扱うことが困難なもの

2 少年課長は、署長から少年相談の引継ぎを受けたときは、必要な措置をとるとともに、その措置状況を署長に通報するものとする。

一部改正〔平成15年第242号、17年第151号〕

(継続補導の引継ぎ)

第6条 署長は、補導した少年について必要と認められるときは、継続補導を行うものとする。

ただし、警察署において取り扱うことが困難なものについては、少年課長に協議の上、引き継ぐことができる。

2 少年課長は、署長から継続補導の引継ぎを受けたときは、必要な措置をとるとともに、その措置状況を署長に通報するものとする。

一部改正〔平成17年第151号〕

(派遣)

第7条 署長は、少年相談専門員等の派遣を必要とする場合は、少年課長を経て警察本部長に要請することができる。

一部改正〔平成17年第151号〕

(備付書類)

第8条 少年課長は、少年サポートセンターに少年相談受理簿（別記様式）を備え付け、少年相談の受理状況及びその処理経過を記録するものとする。

一部改正〔平成17年第151号〕

(親子カウンセリングの実施)

第9条 少年課長は、別に定めるところにより親子カウンセリングを実施するものとする。

一部改正〔平成17年第151号〕

(細則)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、少年課長が別に定めることができる。

一部改正〔平成17年第151号〕

実施日

この例規通達は、平成11年4月1日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成13年4月27日埼例規第61号・務）

この例規通達は、平成13年5月1日から実施する。

実施日（平成14年3月29日埼例規第35号・少）

この例規通達は、平成14年4月1日から実施する。

実施日（平成14年10月9日少第734号）

この通達は、平成14年10月9日から実施する。

実施日（平成14年11月29日務第2183号）

この通達は、平成14年12月1日から実施する。

実施日（平成15年3月17日務第538号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成15年4月16日少第242号）

この通達は、平成15年4月16日から実施する。

実施日（平成15年12月12日少第760号）

この通達は、平成16年1月1日から実施する。

実施日（平成16年3月31日務第811号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

実施日（平成17年1月25日務第130号）

この通達は、平成17年2月1日から実施する。

実施日（平成17年3月31日少第151号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成17年5月9日少第234号）

この通達は、平成17年5月10日から実施する。

実施日（平成21年2月24日少第75号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成27年4月1日少第181号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

別記様式（第8条関係）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| A | B | C | D | E |
| | | | | |

（表面）

少年相談受理簿

| | | | |
|--|--|----------------------|-----------------|
| 受理日時 | 年 月 日 午 時 分 | 受 理 者 | |
| 受理種別 | <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 | 相談場所 | |
| 少 年 | 住 所 | | |
| | ふりがな 氏 名 | 職業(学校名) | |
| | 性 格 等 | 生年月日(年齢) | 年 月 日生(歳) |
| | | 性格・習癖 | |
| 健康状態 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 不良 学業(職場)成績 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 不良 | | | |
| 家 族 構 成 | 氏 名 | 続柄 | 年齢 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 職業(学校名学年) | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 相 談 者 | 住 居 職 業 氏 名 | 電話番号 少年との関係 年齢 | — — (歳) |
| 相 談 内 容 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 指 導 内 容 及 び 措 置 | | | |
| | | | |
| | | | |
| そ の 他 参 考 事 項 | | | |
| | | | |

(注) この受理簿は、少年相談を受理したときに作成するものとする。

